

1 病院感染対策指針

1) 病院感染対策に関する基本的な考え方

病院感染対策は、当院のような高度先進医療施設にとっては、最優先の病院安全対策の一つである。院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることが重要である。病院感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

2) 院内感染管理者

長崎大学病院感染制御教育センター内規に従って、感染制御教育センター長を院内感染管理者とする。

3) 院内感染管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 感染対策に関する情報の収集、調査、分析及び対応に関すること。
- (2) 感染症の制御、診断及び治療に関する指導・助言を行うこと。
- (3) 抗菌薬の適正使用に関すること。
- (4) 感染防止対策の推進に関すること。
- (5) 感染疫学情報の収集及びその解析に関すること。
- (6) 感染症のEBMの構築に関すること。
- (7) 感染症対策に関する教育・研修に関すること。
- (8) 地域医療機関等および介護保険施設等への感染対策の情報提供及び支援に関すること。
- (9) その他感染対策に関すること。

4) 院内感染対策委員会の設置

長崎大学病院院内感染対策委員会内規に従って、院内感染対策委員会を設置する。

5) 職員研修

- a) 病院感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- b) 職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回またはそれ以上、全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- c) 研修の開催および個別職員の参加記録は医療支援課において記録・保存し、参加状況については適宜所属部門へ通知し、参加率の向上を図る。

6) 病院感染発生時の対応

- a) 病院感染の原因菌の動向を把握するため、検査部は「感染情報レポート」を平日は毎日感染制御教育センターに提出する。感染制御教育センターではこのデータを解析し、必要に応じて病棟ラウンドを行うなどして、スタッフへ情報を提供し、病院感染の発生を最小限に抑える。発生状況データは院内感染対策委員会へも報告する。
- b) 異常発生時は、感染制御教育センターを中心に状況に把握し、院長に報告する。緊急時

には臨時の院内感染対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、アウトブレイクの早期終息をはかる。

7) 院内感染対策マニュアル

院内感染対策の基準として、本院内感染対策マニュアルを策定する。マニュアルは法規やガイドラインの改訂、新しいエビデンスの報告、病院の状況の変化などに対して、随時改訂する。

8) 患者への情報提供と説明

- ① 本指針は、病院ホームページに掲載するなど患者又は家族が閲覧できるようにする。
- ② 患者の入院に際しては感染防止の基本についても説明して理解を得た上で、感染防止の協力を求める。

9) その他の病院における院内感染対策の推進

感染制御教育センターを中心として、病院感染対策を推進する。

2024年6月26日現在